

神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会の名称は、神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長の指定した場所に置く。

(目 的)

第3条 本会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「日障協」という。）公認障がい者スポーツ指導者の活動を通して、神奈川県における障がい者スポーツの発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障がい者スポーツ及びその指導に関する研修
- (2) 神奈川県の実施する障がい者スポーツ事業に対する協力
- (3) 横浜市・川崎市を除く神奈川県内（以下「神奈川県域」という。）の障がい者及び障がい者団体の実施するスポーツに対する協力
- (4) 神奈川県内のスポーツ団体等との連携
- (5) 会員の情報交換及び会員相互の親睦
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、一般会員、賛助会員及び名誉会員とする。

2 一般会員は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県域の日障協公認障がい者スポーツ指導者
- (2) 神奈川県域以外の日障協公認障がい者スポーツ指導者及び旧神奈川県障害者スポーツリーダーで、本会の目的に賛同し本会に登録した者
- (3) 会員の推薦により、役員会で承認を受け本会に登録した者

3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業に要する経費等を賛助する団体及び個人とする。

4 名誉会員は、本会に特別功労のある団体及び個人で、役員会の推薦を経て総会で承認した団体及び個人とする。

(会 費)

第6条 一般会員は、年会費 1,000 円を納めなければならない。ただし、前条第2項第1号に掲げる者の年会費にあつては、日障協からの補助金をもって

あてることとする。

2 経費を賛助する賛助会員の会費は、団体（1口・3,000円）及び個人（1口・1,000円）とする。

（登録）

第7条 一般会員として登録する者は、原則として登録書（様式1）を提出しなければならない。

（脱会・除名）

第8条 会員の脱会・除名は、次のとおりとする。

- (1) 会員本人から退会の申し出があったとき。
- (2) 会費が2年以上納入されないとき。
- (3) 本会の会則に反し又は本会の名誉を著しく棄損し、総会の議決により除名されたとき。

第3章 役員等

（構成）

第9条 本会の運営のため、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 会計 2名
- (5) 会計監査 2名

2 役員は、会員の中から総会において選出する。

3 役員の任期は2年とするが、次期役員が選任されるまでの期間、任期が延長される。また、役員の再任は妨げず、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

（役員の仕事）

第10条 役員の仕事は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ定められた順序によりその仕事を代行する。
- (3) 理事は、会務を執行する。
- (4) 会計は、本会の会計を処理する。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。

（顧問）

第11条 この会に、顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、役員会の議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の相談等に応じ、役員会等に助言を与えることができる。

第4章 会議

(会議)

第12条 本会には、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 委員会

第5章 総会

(構成)

第13条 総会は、本会の最高議決機関であつて、一般会員及び名誉会員をもつて構成する。

(職務)

第14条 総会は、次の事項について決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 役員を選任に関すること。
- (5) その他、本会の運営に係わる重要事項に関すること。

(召集)

第15条 総会は、原則として会計年度終了後2ヶ月以内に会長がこれを召集する。ただし、役員会において請求があつたときは、会長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、会員に対し、あらかじめ通知されなければならない。

(定足数)

第16条 総会は、会員の5分の1の出席をもつて成立する。

(議長)

第17条 総会の議長は、総会出席者の中から選任する。

第6章 役員会

(構成)

第18条 役員会は、会計監査を除く役員をもつて構成する。なお、必要に応じ、て会長又は役員会の要請により関係者の出席を求めることができる。

(職 務)

第 19 条 役員会は、次に事項について協議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) その他、本会の運営に係わる事項に関すること。

(召 集)

第 20 条 役員会は、会長が随時これを招集する。ただし、役員の 3 分の 1 以上又は会計監査から会議の開催事由を示して請求のあったときは、会長は速やかにこれを招集しなければならない。

(定足数)

第 21 条 役員会は、その過半数の出席をもって成立する。

(議 長)

第 22 条 役員会の議長は、互選により選出する。

第 7 章 委員会

(委員会及び職務)

第 23 条 本会に次の委員会を置き、各委員会はそれぞれの委員会の業務を担当する。なお、特別委員会を除き、理事が互選により各委員会の委員長及び副委員長となり、関連する業務については、各委員会が連携して処理するものとする。また、会計は、総務・広報委員会に属するものとする。

- (1) 総務・広報委員会は、本会の事務局の役割を担うとともに広報紙の発行等広報事業を担う。
- (2) 競技・研修委員会は、主に第 4 条第 1 項から第 4 号に関する事業を担う。

2 特別委員会を置くことができるものとし、その設置及び運営に関し必要な事項については、役員会において協議し別に定める。

(召集及び議長)

第 24 条 委員会は、委員長が随時これを招集し、原則として議長となる。

(定足数)

第 25 条 委員会は、その過半数の出席をもって成立する。

第 8 章 議決及び議事録

(議 決)

第 26 条 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

2 委任状による議決権の行使は、これを妨げない。この場合委任状の提出者は、出席者とみなす。

(議事録)

第 27 条 会議の議事について、原則として議事録（様式 2）を作成する。

第 9 章 会 計

(会 計)

第 28 条 本会の会計は、会費等により行う。

(会計年度)

第 29 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

第 10 章 補 則

(細 則)

第 30 条 この会則の施行についての必要な細則は、役員会において別に定める。

付 則

この会則は、1998 年 12 月 12 日から施行する。

付 則

この会則は、2009 年 4 月 26 日から施行する。

付 則

この会則は、2011 年 5 月 15 日から施行する。

付 則

この会則は、2012 年 5 月 20 日から施行する。

付 則

この会則は、2014 年 5 月 18 日から施行する。

付 則

この会則は、2015 年 5 月 10 日から施行する。

ただし、第 23 条の改正については、2016 年度から施行する。

(委員会及び職務)

第 23 条 本会に次の委員会を置き、各委員会はそれぞれの委員会の業務を担当する。なお、特別委員会を除き、理事が互選により各委員会の委員長及び副委員長となり、関連する業務については、各委員会が連携して処理するものとする。また、会計は、総務委員会に属するものとする。

- (1) 総務委員会は、本会の事務局の役割を担う。
- (2) 広報委員会は、本会の広報紙の発行等広報事業を担う。
- (3) 研修委員会は、主に第 4 条第 1 項第 1 号に関する事業を担う。
- (4) 競技委員会は、主に第 4 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に関する事業を担う。

(様式1)

神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会登録書

年 月 日

氏名 <small>シ</small> <small>メイ</small>	〒		生年月日	年	月	日
	〒		性別	男	・	女
現住所	〒					
	電話		FAX			
連絡先	〒					
	電話		FAX			
<活動可能な地域> ・どこでも可 (・第1希望) (・第2希望) (・第3希望)						
<活動希望競技> ・何でも可 (・第1希望) (・第2希望) (・第3希望)						
<運動歴・活動歴> (例：陸上競技 長距離 10年、水泳指導 5年)						
<資格・年数> (例：陸上競技 第1種公認審判員・7年)						

